

2019年5月17日

各 位

会社名株式会社インテージホールディングス代表者名代表取締役社長石塚純晃
(コード番号4326東証第一部)問合せ先取締役 池谷憲司電話番号03-5294-7411(代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月17日開催の取締役会において、定款の一部変更を2019年6月26日に開催予定の第47回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、1月から3月の事業の最繁忙期を避けた時期に決算期を移行することにより、事業運営の効率化を図ることを目的として、現行定款第38条(事業年度)を変更し、事業年度を毎年7月1日から翌年6月30日までとするとともに、現行定款第15条(定時株主総会の基準日)、第39条(剰余金の配当の基準日)及び第40条(中間配当)につき、これに伴う所要の変更を行うものです。

また、事業年度の変更に伴う経過措置として、附則を新設するものです。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行	変 更 案
第1条~第14条(条文省略)	第1条~第14条(現行どおり)
第15条 (定時株主総会の基準日) 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、 毎年 <u>3月31日</u> とする。	第15条 (定時株主総会の基準日) 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、 毎年 <u>6月30日</u> とする。
第16条~第37条(条文省略)	第16条〜第37条(現行どおり)
第38条 (事業年度) 当会社の事業年度は、毎年 <u>4月1日</u> から翌年 <u>3月31日</u> までの1年とする。	第38条 (事業年度) 当会社の事業年度は、毎年 <u>7月1日</u> から翌年 <u>6月30日</u> までの1年とする。
第39条 (剰余金の配当の基準日) 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3月31</u>	第39条 (剰余金の配当の基準日) 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>6月30</u>
旦とする。	<u>日</u> とする。
2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当	2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当
をすることができる。	をすることができる。

	I
現	変
第40条 (中間配当) 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>9</u> 月30日を基準日として中間配当をすること ができる。	第40条 (中間配当) 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>1</u> <u>2月31日</u> を基準日として中間配当をするこ とができる。
第41条(条文省略)	第41条(現行どおり)
附則	附則
第1条(条文省略)	第1条(現行どおり)
(新設)	第2条(事業年度変更に伴う変更後最初の定時株主総会の基準日に関する経過措置) 第15条(定時株主総会の基準日)の規定にかかわらず、2019年4月1日から始まる第48期事業年度に関する定時株主総会の議決権の基準日は、2020年6月30日とする。なお、本附則は、第48期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。
(新設)	第3条(事業年度変更に伴う監査等委員でない 取締役の任期に関する経過措置) 第23条(任期)の規定にかかわらず、20 19年6月26日開催の第47回定時株主総 会において選任された監査等委員でない取締 役の任期は、第48期事業年度に関する定時株 主総会終結の時までとする。なお、本附則は、 第48期事業年度に関する定時株主総会終結 後、これを削除する。
(新設)	第4条 (事業年度変更に伴う会計監査人の任期に関する経過措置) 2019年6月26日開催の第47回定時株主総会において別段の決議がなされないことにより再任されたものとみなされた会計監査人の任期は、第48期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、第48期事業年度に関する定時株主総会終結

現 行	変 更 案
(新設)	第5条 (事業年度変更に伴う変更後最初の事業 年度に関する経過措置) 第38条 (事業年度) の規定にかかわらず、 2019年4月1日から始まる第48期事業 年度は、2020年6月30日までの15か月間とする。なお、本附則は、第48期事業年度 に関する定時株主総会終結後、これを削除す る。
(新設)	第6条(事業年度変更に伴う変更後最初の剰余金の期末配当基準日に関する経過措置) 第39条(剰余金の配当の基準日)の規定にかかわらず、2019年4月1日から始まる第48期事業年度の期末配当の基準日は、2020年6月30日とする。なお、本附則は、第48期事業年度の期末配当の効力発生後、これを削除する。
(新設)	第7条 (事業年度変更に伴う変更後最初の中間 配当に関する経過措置) 第40条 (中間配当) の規定にかかわらず、 第48期事業年度の中間配当の基準日は、20 19年9月30日とする。なお、本附則は、第 48期事業年度に関する定時株主総会終結後、 これを削除する。
(新設)	第8条(事業年度変更に伴う変更前最終の剰余金の期末配当基準日に関する経過措置) 第39条(剰余金の配当の基準日)の規定にかかわらず、2018年4月1日から始まる第47期事業年度の期末配当の基準日は、2019年3月31日とする。なお、本附則は、第47期事業年度の期末配当の効力発生後、これを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日:2019年6月26日 (水) 定款変更の効力発生日:2019年6月26日 (水)

以上